

第Ⅰ部 市町村農政担当者が見る

農業の将来展望

——農業構造の展望に関する市町村アンケート調査結果——

はじめに

1. 農業構造の変化と将来の担い手

(1) 昭和1ケタの世代交替と農業のあとつぎ

(2) 10年後の土地利用型農業の担い手

(3) 稲作大規模経営の最大規模

(4) 施設園芸及び畜産等の担い手の将来

2. 新たな農業経営と担い手の将来見通し

(1) 今後10年間の新たな農業経営のタイプ

(2) 有機農業に取り組む農家

(3) 10年後の若手農業者の見通し

(4) 新たな農地の引き受け手の設立とその主体

3. 農業の方向と今後の農業対策

(1) 10年後の土地利用型農業の方向

(2) 担い手育成・確保の対策

(3) 農地流動化の調整の面的範囲

(4) 集落を越えた農地流動化の調整者

(5) 農地の多面的機能

はじめに

21世紀の日本農業の構造を展望するという共同研究の一環として、各々の市町村の農業構造を市町村農政担当者がどう展望しているのかを調査するために「農業構造の展望に関するアンケート」を実施した。本稿はその集計結果を分析したものである。

このアンケート調査の目的は、市町村農政担当者が各市町村の農業の姿を見通して、それぞれの地域での農業とその担い手がどのように変化すると展望しているのかを調査するなかから、21世紀すなわち10年後の日本農業の構造を明らかにすることである。調査の課題は大きくは次の点である。ひとつは10年後の農業構造の変化と将来の担い手を展望することである。日本農業を支える昭和1ケタ世代が今後10年間に農業からリタイアするとともに、世代交替にともなう農業構造の変化が予想されている。そうした10年後という時期を目途に世代交替と農業構造の変化がどのように起こるのか、そしてそこでの担

い手はどのようなものなのかを展望することが課題である。土地利用型農業と施設型農業における担い手を展望する、さらに各種の農業経営のタイプについてもその見通しを展望する、具体的には生産法人による農業経営、定年帰農者や新規参入等、有機農業経営、第3セクター等による新たな担い手などである。もうひとつはそうした農業の変化をも考慮に入れた上で、市町村での農業施策をどうするかである。農業施策の方向を定める上で10年後の農業経営の方向性をどう展望するのか、どのような担い手対策が必要か、農地流動化の調整をどのように進めるのか、また農地の多面的利用をどう評価するのかである。

調査票は本稿末に示すとおりである。しかし本稿では以上の課題にそって調査結果を分析するために、調査票の設問の順とは不同である。

本調査は、全国の3,238市町村（特別区を除く）の農政主管課長を対象に、平成3年7月に実施し、1度の催促を行った結果、2,892市町村から回答があり（回答率89.3%）、回収状況は表1のとおりである。集計

表 1 農業地域別回収数

(単位: 市町村数, %)

	市町村数	回収市町村合計	地域類型別構成						
			都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域	水田型	田畑型	畑地型
全 国	3,238	2,892(89.3)	586(20.3)	715(24.7)	940(32.5)	651(22.5)	1,252(43.3)	1,048(36.2)	592(20.5)
北海道	212	192(90.6)	15(7.8)	54(28.1)	66(34.4)	57(29.7)	28(14.6)	46(24.0)	118(61.5)
東 北	401	359(89.5)	31(8.6)	124(34.5)	116(32.3)	88(24.5)	193(53.8)	140(39.0)	26(7.2)
北関東	207	184(88.9)	33(17.9)	92(50.0)	39(21.2)	20(10.9)	52(28.3)	91(49.5)	41(22.3)
南関東	250	218(87.2)	121(55.5)	55(25.2)	32(14.7)	10(4.6)	51(23.4)	78(35.8)	89(40.8)
北 陸	223	200(89.7)	26(13.0)	66(33.0)	77(38.5)	31(15.5)	183(91.5)	13(6.5)	4(2.0)
東 山	185	165(89.2)	16(9.7)	21(12.7)	62(37.6)	66(40.0)	19(11.5)	107(64.8)	39(23.6)
東 海	330	303(91.8)	101(33.3)	63(20.8)	54(17.8)	85(28.1)	129(42.6)	137(45.2)	37(12.2)
近 畿	326	293(89.9)	96(32.8)	45(15.4)	83(28.3)	69(23.5)	208(71.0)	59(20.1)	26(8.9)
中 国	318	274(86.2)	45(16.4)	21(7.7)	115(42.0)	93(33.9)	174(63.5)	78(28.5)	22(8.0)
四 国	216	192(88.9)	20(10.4)	28(14.6)	77(40.1)	67(34.9)	69(35.9)	67(34.9)	56(29.2)
九 州	570	512(89.8)	82(16.0)	146(28.5)	219(42.8)	65(12.7)	146(28.5)	232(45.3)	134(26.2)

注 (1) 地域類型別構成は、回収市町村の内訳。

(2) 地域類型の基準指標は、下表のとおりである。

(3) 九州には沖縄を含む。(以下同様)

農業地域類型別基準指標

第 1 次 分 類		第 2 次 分 類	
農業地域類型	基 準 指 標	第2次類型	基 準 指 標
都市的地域	○ 可住地に占める DID 面積が 5% 以上で、人口密度 500 人以上又は DID 人口 2 万人以上の市町村 ○ 可住地に占める宅地等率が 60% 以上で、人口密度 500 人以上の市町村。ただし、林野率 80% 以上のものは除く	水 田 型	水田率 70% 以上
		田 畑 型	水田率 30%~70%
		畑 地 型	水田率 30% 未満
平地農業地域	○ 耕地率 20% 以上かつ林野率 50% 未満の市町村。ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 90% 以上のものを除く ○ 耕地率 20% 以上かつ林野率 50% 以上で、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10% 未満の市町村	水 田 型	水田率 70% 以上
		田 畑 型	水田率 30%~70%
		畑 地 型	水田率 30% 未満
中間農業地域	○ 耕地率が 20% 未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村 ○ 耕地率が 20% 以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村	水 田 型	水田率 70% 以上
		田 畑 型	水田率 30%~70%
		畑 地 型	水田率 30% 未満
山間農業地域	○ 林野率 80% 以上かつ耕地率 10% 未満の市町村	水 田 型	水田率 70% 以上
		田 畑 型	水田率 30%~70%
		畑 地 型	水田率 30% 未満

資料: 農林水産省経済局統計情報部『農林統計に用いる地域区分』(平成 2 年 11 月)。

原注 (1) 決定順位: 都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

(2) DID (人口集中地区) とは、人口密度約 4,000 人/km² 以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地区をいう。

(3) 傾斜は、1 筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

結果は設問順に農業地域別と地域類型別のものを巻末に付表として示す。

なお、本調査に回答をいただいた市町村農政担当者に記して感謝を申し上げたい。また調査実施にあたって都道府県農政主管課、農水省官房企画室、同構造改善局農政課、各地方農政局農政主管課にご協力いただいたことに謝意を表したい。（小 野 智 昭）

1. 農業構造の変化と将来の担い手

ここでは、10年後の各市町村の農業の構造変化と、そこでの農業がどのような経営によって支えられているかについて分析する。まず、農業構造の変化を現在の主たる担い手である昭和1ケタ世代の世代交替の動向から明らかにし、次に、土地利用型農業の担い手像を述べるとともに、とくに稲作大規模経営の規模が現在、10年後でどう変化するかについて分析を行う。最後に、施設園芸および畜産の担い手の確保状況について現在と10年後を比較する。

(1) 昭和1ケタの世代交替と農業のあとつぎ

日本農業は、昭和1ケタ生まれ（現在56～65歳）の人達によって支えられるところが大きい。その世代も今後10年程の間にリタイアの時期を迎える一方で、その後継者の世代は農業に従事していない者が多い。そこで世代交替がどのように進むのかを尋ねた結果が表2である（問8、付表24）。

「①後継者が農業を引き継ぎ、農業を維持している」市町村は7%にすぎない。すなわち世代交替が順調に進み、いえの後継者によって農業も後継されることが広範に存在するであろう地域は僅かである。その中では北海道が30%と高く、北海道では専業的農家が後継者を確保しつつ農業経営を継続する地域が一定程度あると予測されている。

反面で、「②農業を継がない後継者が多く、農作業を他にまかせたり、農地を貸付・売却している」が52%と過半の市町村であり、さらに後継者に農業が引き継がれずに「③依然として高齢者が農業を維持している」が

表2 10年後の世代交替

（単位：市町村数、%）

	合 計	後 継 者 が 農 業 を 維 持	農 業 を 他 に 任 せ る	高 齢 者 が 農 業 を 維 持	不 明
全 国	2,892	205 (7.1)	1,504 (52.0)	1,169 (40.4)	14 (0.5)
北 海 道	192	58 (30.2)	86 (44.8)	47 (24.5)	1 (0.5)
東 北 道	359	14 (3.9)	223 (62.1)	120 (33.4)	2 (0.6)
北 関 東	183	6 (3.3)	122 (66.7)	53 (29.0)	2 (1.1)
南 関 東	218	22 (10.1)	112 (51.4)	82 (37.6)	2 (0.9)
北 海 陸	200	13 (6.5)	123 (61.5)	64 (32.0)	0 (0.0)
東 山 陰	165	4 (2.4)	73 (44.2)	87 (52.7)	1 (0.6)
東 海 道	303	16 (5.3)	167 (55.1)	120 (39.6)	0 (0.0)
近 畿 道	293	17 (5.8)	143 (48.8)	132 (45.1)	1 (0.3)
中 国 道	274	8 (2.9)	128 (46.7)	138 (50.4)	0 (0.0)
四 国 道	192	9 (4.7)	73 (38.0)	108 (56.3)	2 (1.0)
九 州 道	512	38 (7.4)	253 (49.4)	218 (42.6)	3 (0.6)
都 市 的 地 域	586	41 (7.0)	316 (53.9)	227 (38.7)	2 (0.3)
平 地 農 業 地 域	715	67 (9.4)	444 (62.1)	199 (27.8)	5 (0.7)
中 間 農 業 地 域	940	70 (7.4)	463 (49.3)	404 (43.0)	3 (0.3)
山 間 農 業 地 域	651	27 (4.1)	281 (43.2)	339 (52.1)	4 (0.6)

注：合計は回答市町村数。（ ）内は合計に対する比率。

40%である。過半の市町村では昭和1ケタ世代はリタイアするが後継者が農業を後継せず、農地・農作業の出し手が増加し農家の分化・分解が進行する。そして4割の市町村では、農業後継者がいないまま高齢農家として残る農家の増加、一層の高齢化の進行が予測されている。

「② 農業を他にまかせる」は地域別では、東北、北関東、北陸で60%台と高く、地域類型別では平地農業地域(62%)、水田型地域(61%)で高く、平場・水田地域で農家の後継者が農業を後継せず、農地が流動化すると予測されている。これら地域では担い手、農地・農作業の受け手が一定程度存在すれば農地流動化が進行し、農家の階層分解、構造変化が進行すると見られる。

「③ 高齢者が農業維持」は地域別では東山、中国、四国で50%台と高く、地域類型別では山間農業地域(52%)で高い。中山間地域では現在すでに担い手の喪失、後継者の不在

が広範化しているが、10年後には農業後継者のみならず農家の後継者もなく、他方で農地の受け手となる担い手確保も困難であり、そのために高齢者が営農を継続すると予測され、高齢化が一層深刻な問題となると考えられる。

(2) 10年後の土地利用型農業の担い手

稲作、畑作等の土地利用型農業の10年後の姿について、各市町村内を平坦部と山間部に分けて尋ねた結果が表3である(問4、付表6、7)。

1) 平坦部

平坦部があると回答した市町村は81%であるが、「① 大規模農家・生産組織が中心になって担う」35%、「③ 兼業農家等の個別農家の対応で農業が維持されている」39%が高い。

前者は地域別では北海道、北陸で60%、東北で48%と高く、地域類型別では平地農

表3 10年後の土地利用型農業

(単位：市町村数、%)

	平 坦 部					山 間 部				
	合 計	大規模・ 生産組織	集 落 ぐ る み	個 別 対 応 維 持	担 手 い く 縮 小	合 計	大規模・ 生産組織	集 落 ぐ る み	個 別 対 応 維 持	担 手 い く 縮 小
全 国	2,333	34.8	17.4	38.7	9.1	1,988	7.5	11.2	27.9	53.4
北 海 道	144	59.7	16.0	17.4	6.9	118	29.7	22.0	19.5	28.8
東 北	315	47.9	19.0	28.3	4.8	258	8.5	9.3	35.7	46.5
北 関 東	162	38.9	15.4	33.3	12.3	94	9.6	4.3	25.5	60.6
南 関 東	198	20.7	12.6	52.0	14.6	77	2.6	2.6	24.7	70.1
北 陸	171	59.6	14.0	24.0	2.3	150	7.3	10.0	29.3	53.3
東 山	113	26.5	15.9	46.0	11.5	142	4.2	8.5	23.9	63.4
東 海	229	30.1	16.6	38.9	14.4	171	10.5	10.5	28.1	50.9
近 畿	247	22.7	15.4	50.2	11.7	205	3.9	19.0	24.9	52.2
中 国	216	22.2	22.2	46.3	9.3	240	4.6	13.3	22.5	59.6
四 国	132	18.9	17.4	56.1	7.6	158	3.8	8.2	24.1	63.9
九 州	406	34.7	20.4	37.7	7.1	375	5.9	10.1	33.9	50.1
都市的地域	549	23.7	12.4	49.0	14.9	246	5.3	13.4	32.1	49.2
平地農業地域	683	50.1	18.6	25.0	6.3	287	10.5	14.6	25.4	49.5
中間農業地域	766	32.5	19.7	41.1	6.7	845	7.7	10.2	27.1	55.0
山間農業地域	335	27.2	17.6	44.5	10.7	610	6.9	10.2	28.4	54.6

注. 合計は、平坦部あるいは山間部での農業がある市町村数(当該地なしおよび不明を除いた数)、他の数値はそれに対する比率。

業地域（50％）と水田型地域（42％）で高い。すなわち平坦平場で水田中心の主要農業地域では、大規模農家あるいは生産組織を担い手とした農業展開が見込まれている地域が多い。

他方、後者は地域別では南関東、近畿、東山、四国、中国で5割程度と高く、地域類型別では都市的地域と中間・山間農業地域で高く、また畑地型地域、田畑型地域で高い。すなわち都市近郊地域と中山間地域という両極では、兼業化による担い手喪失が進行し、大規模農家や生産組織を担い手とする農業展開は見込み難く、兼業農家等が農業を維持する傾向が強い、と予測されている。

さらに「④ 担い手がいなくなり、農地の荒廃、農業の縮小が進む」が、都市的地域で15％、山間農業地域で11％あり、それら都市近郊地域、中山間地域では、平坦部においても兼業農家による農業維持さえ困難となり、農地荒廃・農業縮小が問題となることが予測されている。

2) 山間部

山間部は69％の市町村に存在しているが、そこでは「④ 担い手がいなくなり、農地の荒廃、農業の縮小が進む」が53％と過半数であり、「③ 兼業農家等の個別農家の対応」が28％である。この傾向は北海道を除いて地域別、類型別に大きな差がなく、山間部では兼業農家等による農業維持さらにはそれを越えた農業後退が全般的に予測されている。

ただし北海道では「① 大規模農家・生産組織が中心になって担う」が30％と高い。北海道の山間部では酪農等の大規模専業経営が現在も担い手として存在しており、それが10年後にも担い手となっていることが予測されていると見られる。

なお、平坦部で「① 大規模農家・生産組織が中心になって担う」と答えた市町村であっても、山間部においては、その30％が「④ 担い手がいなくなり、農地の荒廃、農業の縮小が進む」と答えており、市町村内部

でもかなりの格差があることがうかがわれる（なお、山間部でも「① 大規模農家・生産組織が中心になって担う」と答えたのは8％に過ぎず、「⑤ 当該地なし」は33％と平坦部しかもたない市町村も多い）。平坦部で「③ 兼業農家等の個別農家の対応」と答えた市町村（うち3割には山間部がない）では、山間部において「④ 担い手がいなくなり、農地の荒廃、農業の縮小が進む」が44％を占めており、山間部でよりいっそう農業の脆弱化が進むことがうかがわれる。

(3) 稲作大規模経営の最大規模

5 ha 以上の稲作大規模経営の現在の最大規模と10年後のその予想を、個別経営と法人・完全協業経営とについて尋ねた結果が表4である（問5、付表8～11）。

まず、個人経営についてみていきたい。個別大規模経営がある市町村は現在は54％であるが、10年後には60％の市町村にそれがあると予測され、個別大規模経営が存在する市町村の比率が10年間で6ポイント増加する。

個別大規模経営の最大規模を“現在→10年後”で示すと、次のようになる。（比率は回答市町村数に対する比率。）

50 ha 以上：31 市町村（1％）

→40 市町村（1％）

30～50 ha：43 市町村（2％）

→58 市町村（2％）

20～30 ha：71 市町村（3％）

→176 市町村（6％）で3ポイント増

10～20 ha：321 市町村（11％）

→596 市町村（21％）で10ポイント増

5～10 ha：1,088 市町村（38％）

→853 市町村（30％）で9ポイント減

現在に比して10年後には最大経営面積が上方にシフトし、20 ha 以上の経営が約1割の市町村に成立すると予測されている。

地域別では北海道（59％）、東北（80％）、

表 4 稲作の個別大規模経営の最大規模

(単位：市町村数、%)

		現 在						10 年 後					
		大規模経営あり	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上	大規模経営あり	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上
全 国		1,554(53.7)	37.6	11.1	2.5	1.5	1.1	1,723(59.6)	29.5	20.6	6.1	2.0	1.4
北 海 道		113(58.9)	18.2	20.8	6.3	7.8	5.7	113(58.9)	9.4	21.4	13.0	8.3	6.8
東 北 道		288(80.2)	58.8	18.7	1.4	0.0	1.4	307(85.5)	34.5	39.0	10.3	0.3	1.4
北 関 東		121(65.8)	45.1	16.8	1.6	0.5	1.6	132(71.7)	25.5	36.4	6.0	1.1	2.7
南 関 東		113(51.8)	36.2	11.9	1.8	0.5	1.4	113(51.8)	25.2	18.8	6.0	0.9	0.9
北 陸		167(83.5)	59.5	15.0	8.0	1.0	0.0	173(86.5)	36.0	35.5	11.0	3.5	0.5
東 山 陰		52(31.5)	20.6	5.5	3.0	1.8	0.6	66(40.0)	21.2	11.5	4.2	2.4	0.6
東 海		149(49.2)	33.0	11.2	2.6	1.3	1.0	160(52.8)	28.4	14.9	5.9	2.3	1.3
近 畿		124(42.3)	31.1	6.5	2.7	1.0	1.0	136(46.4)	25.9	14.0	3.8	1.7	1.0
中 国		126(46.0)	34.3	9.1	0.7	1.5	0.4	154(56.2)	38.7	12.4	2.6	1.8	0.7
四 国		61(31.8)	24.0	5.7	1.0	0.5	0.5	77(40.1)	30.7	5.2	2.6	1.0	0.5
九 州		240(46.9)	38.3	5.7	1.2	1.8	0.0	292(57.0)	34.2	17.0	3.9	1.4	0.6
都 市 的 地 域		322(54.9)	37.2	12.8	3.1	1.0	0.9	320(54.6)	25.6	19.6	5.6	2.6	1.2
平 地 農 業 地 域		525(73.5)	49.6	15.6	3.6	2.8	1.8	562(78.6)	28.0	35.1	9.1	3.6	2.8
中 間 農 業 地 域		477(50.7)	36.9	10.0	1.7	1.1	1.1	563(59.9)	33.9	17.9	5.9	1.4	0.9
山 間 農 業 地 域		230(35.3)	26.0	6.1	1.7	1.1	0.5	278(42.7)	28.3	9.5	3.5	0.6	0.8
10 年後の姿	大規模農家等	650(80.0)	52.3	19.5	4.4	2.5	1.4	712(87.7)	30.3	38.9	11.5	4.4	2.6
	集落ぐるみ	237(58.5)	41.5	13.1	2.0	1.0	1.0	269(66.4)	35.3	21.5	7.2	1.2	1.2
	個別対応	443(49.0)	36.4	8.1	2.0	1.4	1.1	480(53.1)	32.2	14.8	4.0	1.0	1.1
	農業縮小	77(36.3)	25.9	7.1	1.9	0.5	0.9	76(35.8)	24.1	7.1	2.4	1.9	0.5
	平坦部なし	133(25.7)	19.1	4.1	1.0	0.8	0.8	167(32.3)	21.3	7.5	2.3	0.6	0.6

注 (1) 「大規模経営あり」は、「大規模経営はない(見込みはない)」, 未回答および稲作経営がないと見られる市町村を除いた市町村数。

(2) () 内およびその他の数値は、回答市町村数に対する比率。

(3) 土地利用型農業の10年後の姿は平坦部の回答による組替え集計である。

北陸(84%), 北関東(66%)で現在でも大規模経営があるとする比率が高いが、これら東日本で10年後にはさらに経営規模が大きくなり、西日本ではその動きは鈍い。

10年後の土地利用型農業の姿(平場)とクロスしてみると、10年後に「①大規模農家・生産組織が中心になって担う」と答えた市町村のうち現在も80%に5ha以上の大規模農家がいると答え、10年後には88%が成立していると答えている。規模ごとにみても現在は5～10haと答えた市町村が過半を占めるものの10年後は10～20haが4割と一番多くなる。

「③兼業農家等の個別農家の対応」と答えた市町村では大規模経営ありの割合も現在、

49%と低く、現在と10年後を比較すると4ポイントしか上昇しない。さらに、「④担い手がいなくなり、農地の荒廃、農業の縮小が進む」と答えた市町村では、大規模ありの割合が36%と低く、それは10年後にも変化しない(1市町村減)。平坦部のない市町村では、大規模経営がある比率が26%と「④農業縮小」と答えた市町村よりもさらに低く、平坦部のない中山間地域では大規模経営があまり成立していない。

次に、法人経営・完全協業経営についてみると、現在、大規模稲作経営があると答えた市町村は17%にしか過ぎず、あまり存在していないことがわかる。そのなかで、北陸46%、北海道29%と他地域に比べて大規

模法人経営が存在している。10年後についてみると、全国で現在のほぼ倍の34%の市町村であると答えており、この10年間でかなり増えるとみている。特に、北陸は68%（現在と比べて18ポイント増）、東北55%（同26ポイント増）で高い割合となっている。そして、北海道、東北、北関東、北陸では50ha以上の経営が1割の市町村であるとみている。

（4）施設園芸及び畜産等の担い手の将来

施設園芸及び畜産における担い手の確保の程度を現在と10年後とについて、全国の動向をまとめてみると、表5のとおりである。なお、「その他の部門」については割愛してある（問7、付表14～23）。

現在、当該部門があると答えた市町村で「① 担い手が十分確保されている」と答えたのは、一番高い施設型花きでも20%に過ぎず、ほとんどの地域で担い手が不足していることがわかる。特に、「③ 担い手はほとんどいない」と答えた市町村が、果樹（33%）、

畜産（26%）という部門で多い。10年後の担い手になると現在よりもさらに確保が難しいと推測している市町村が多く、施設型花きが17%と高いほかはすべて10%以下となっている。その中で、施設型花きは「① 担い手が十分確保されている」及び「② 担い手はあるが、不十分」の減少幅が小さく、かなり担い手が残る。逆に、畜産では、「① 担い手が十分確保されている」及び「② 担い手はあるが、不十分」の減少幅が大きく、「③ 担い手はほとんどいない」が16ポイントも上昇しており、深刻な担い手不足が生じるとみられる。また、「当該部門あり」と答えた市町村は、施設型花き及び施設型野菜でやや増加しており、10年後までに当該部門が新規に導入されるとみている市町村が多い。

地域別にみると（掲表省略）、施設型野菜では、現在、当該部門ありと答えた市町村で「① 担い手が十分確保されている」の割合は九州（20%）、南関東（18%）、東海（17%）で高い。一方、「③ 担い手はほとんどいない」は中国（40%）、東山（30%）、近畿（30%）という地域で高くなっている。10年後、「①

表5 施設園芸及び畜産等の度向（全国）

（単位：％，ポイント）

		当該部門あり				当該部門なし	不明
			担い手が十分確保	担い手は不十分	担い手はいない		
現在	施設型野菜	76.0(100.0)	14.2	65.6	20.2	20.4	3.6
	施設型花き	66.0(100.0)	20.3	58.4	21.3	29.3	4.7
	畜産	88.3(100.0)	12.7	61.1	26.2	9.3	2.4
	果樹	66.1(100.0)	8.9	58.0	33.1	28.8	5.1
10年後	施設型野菜	77.9(100.0)	9.9	59.7	30.4	16.0	6.1
	施設型花き	69.0(100.0)	16.8	55.1	28.1	23.3	7.7
	畜産	86.0(100.0)	7.4	50.1	42.4	10.4	3.6
	果樹	65.6(100.0)	7.0	47.3	45.8	26.3	8.1
ポイント差	施設型野菜	1.9	▲4.3	▲5.9	10.2	▲4.4	2.5
	施設型花き	3.0	▲3.5	▲3.3	6.8	▲6.0	3.0
	畜産	▲2.3	▲5.3	▲10.9	16.2	1.1	1.2
	果樹	▲0.5	▲2.0	▲10.7	12.7	▲2.5	3.0

注. 上段と中段のうち、「当該部門あり」、「当該部門なし」、「不明」は回答市町村数に対する比率。「担い手が十分確保」、「担い手は不十分」、「担い手はいない」は「当該部門あり」に対する比率。

担い手が十分確保されている」と答えた市町村が高いのは九州（17%）、東北（12%）、北陸（12%）である。現在と10年後を比較すると、「①担い手が十分確保されている」は、東海（9ポイント減）、近畿（9ポイント減）、南関東（8ポイント減）、北関東（7ポイント減）で大きく低下しており、これらの地域は「③担い手はほとんどいない」の上昇も大きく、都市近郊産地で担い手の確保が難しくなっていることがうかがわれる。

施設型花きは、当該部門があると答えた市町村で、現在、「①担い手が十分確保されている」の割合は、南関東（27%）、東海（25%）、北関東（25%）、九州（24%）という地域で高くなっている。10年後に、「①担い手が十分確保されている」の割合は、九州（23%）、南関東（21%）、東北（20%）で高くなっている。九州、東北では、「③担い手はほとんどいない」の割合は低く、ある程度担い手が確保される地域といえよう。現在と10年後を比較すると、「①担い手が十分確保されている」の割合が大きく低下するのは、東山（9ポイント減）、東海（7ポイント減）、近畿（7ポイント減）という地域であるが、これらの地域でも、「③担い手はほとんどいない」の割合があまり大きく低下しておらず、施設型野菜よりも担い手が残ることがうかがわれる。また、全回答市町村のうち、当該部門があると答えた市町村を現在と10年後で比較すると北海道（44%から49%へ）、東北（67%から73%へ）で、5ポイント以上上昇しており、施設型花きを始める担い手がいるとみている市町村が多い。

畜産は、現在、「①担い手が十分確保されている」が高い地域は、北陸（21%）、北関東（16%）、北海道（15%）、九州（14%）である。「③担い手はほとんどいない」が高いのは、四国（38%）、近畿（37%）、東山（35%）である。10年後では、「①担い手が十分確保されている」が高い地域は、北海道

（12%）、北陸（11%）、九州（9%）である。

「③担い手はほとんどいない」は、四国（57%）、東山（54%）、近畿（51%）、東海（51%）、南関東（50%）で半数以上となっている。現在と10年後を比べると、「③担い手はほとんどいない」の割合の上昇が高いのは東海（22ポイント増）、南関東（20ポイント増）、四国（19ポイント増）、北関東（19ポイント増）である。そのなかで、北海道（8ポイント増）、九州（12ポイント増）とポイントの低下が小さくなっており、他地域に比べれば担い手が残るとみている。

果樹は、現在、「①担い手が十分確保されている」が高い地域は、東北（15%）、南関東（12%）、北関東（11%）、九州（10%）である（なお、北海道も高いが不明が多いので除いた）。「③担い手はほとんどいない」が高いのは、東山（44%）、近畿（44%）、中国（41%）である。10年後では、「①担い手が十分確保されている」が高い地域は、東北（14%）、九州（10%）である。「③担い手はほとんどいない」は、東山（62%）、近畿（59%）、東海（54%）、四国（52%）、中国（51%）と過半数を超える地域が西日本で多い。現在と10年後を比較すると、「③担い手はほとんどいない」と答えた市町村の割合の上昇が大きいのは、南関東（18ポイント増）、北陸（17ポイント増）、北関東（16ポイント増）、東海（16ポイント増）である。逆に上昇が小さいのは東北（8ポイント増）、中国（10ポイント増）、九州（10ポイント増）である。（松久勉）

2. 新たな農業経営と担い手の将来見通し

ここでの課題は、市町村農政担当者による今後10年間の見通しに基づき、将来いかなる農業経営のタイプが見込まれるか、そしてそこでの担い手はどのようなものなのかを展望することである。具体的には生産法人によ

る農業経営、定年帰農者や新規参入、さらに有機農業経営などの新たな農業経営の諸タイプの見通しと、将来の若手農業者や第3セクター等による新たな担い手についての展望を明らかにする。

(1) 今後 10 年間の新たな農業経営のタイプ

今後 10 年間を見通した場合、市町村内にどのような農業経営のタイプが見込まれるかについて質問した結果は表 6 のとおりである(問 2、付表 3)。なおこの設問は複数回答であるため、表の数値はその選択肢を回答した出現率であり、したがって各比率の合計は 100% を超える(以下、複数回答については同様である)。

まず、回答結果でもっとも多かったのが「③ 定年 U ターンの人たちによる農業経営」で 4 割の市町村が答えている。この「定年 U ターン」の回答は、地域別では中国、四国、東山で 5~6 割、近畿、東海で 5 割程度の高い割合となっており、西日本の中山間地

域と都市近郊地域で兼業深化を背景として、定年退職後の高齢者の帰農による農業維持が予測されている。

次いで多いのが「② 農業生産法人による経営」で 3 割を占めている。地域別では北陸が 56% と最も高く、次いで東北、北海道で 40% 台、北関東 36% で、他の地域との明瞭な差が表れている。また、地域類型別では平地農業地域(44%)、水田型地域で高い傾向にある。これら平坦平場水田地域には、すでに各種の実態調査報告で明らかにされているように先進の大規模法人経営が存在しており、将来もそうした動向が他地域と比較して多く展開されると予測されている。以上のことは、将来の地域農業の担い手の議論ともからんで全国的に法人経営が注目されていることの反映ともいえるが、既述の稲作における法人大規模経営が 10 年後に 34% の市町村に成立するであろうという見通しと比較して若干その比率が下回っている点は、より堅実な推測がここで出ているとみるべきであろう。

「④ 若い人の U ターンによる農業経営」

表 6 今後 10 年間の新たな農業経営のタイプ(複数回答) (単位:市町村数, %)

	合 計	新規参入	農業生産法人	定年 U ターン	若年 U ターン	その他
全 国	2,369	11.4	38.8	50.4	16.3	7.6
北 海 道	140	30.7	55.0	4.3	32.1	5.7
東 北	300	10.0	54.0	33.0	14.3	10.7
北 関 東	141	6.4	46.8	46.1	13.5	8.5
南 関 東	169	10.7	32.0	50.9	14.8	8.9
北 関 東	174	6.3	63.8	37.9	3.4	12.1
東 山	136	14.7	28.7	64.0	13.2	6.6
東 海	247	7.7	33.2	55.9	11.3	6.9
近 畿	249	11.2	27.7	64.7	12.9	9.2
中 国	236	8.1	36.9	72.5	8.9	3.0
四 国	159	13.8	22.6	67.3	17.6	5.0
九 州	418	12.2	32.8	49.8	28.9	6.7
都市的地域	475	10.5	30.5	57.1	17.5	8.0
平地農業地域	610	8.2	51.8	36.2	17.9	8.2
中間農業地域	774	11.4	37.1	54.8	15.9	6.1
山間農業地域	510	16.1	33.7	54.5	13.9	8.8

注. 比率は複数回答の出現率であり、合計は 100% にならない。

は13%と低い回答にすぎないが、北海道と九州で2割を超えており、とくに田畑・畑作型地域で高い。こうした主要畑作地域で若年Uターンが一定程度の市町村で見込まれている。

他方、「① 脱サラ等の農外からの新規参入者」は全体ではほぼ1割にすぎないが、北海道では2割の市町村が新規参入を見込んでいる。平成2年7月に全国の1/5の市町村に対して行った調査（『農地流動化・土地利用調整問題の現状と意向（2）』農業総合研究所、平成3年3月）でも、北海道では3割の市町村に新規参入があり、この傾向が今後も継続すると見られている。

最後に、「⑤ その他」の経営タイプとして180市町村が自由記入で回答しているが、それについては、ここでは割愛する。

(2) 有機農業に取り組む農家

市町村で有機農業（本調査では、「通常の栽培方法に比較して農薬・化学肥料の使用を抑えるか、使用しない農業」を有機農業とし

た）に取り組む農家の存在について、現状と10年後の見通しをそれぞれ回答した集計結果を表7に示す（問3、付表4、5）。

1) 現状

現在、有機農業に取り組む農家が「① かなりいる」とする市町村は全体の5%にすぎず、その存在は全国的にみれば点的存在にすぎないと言える。しかし、「② 少ししかない」を合わせてみると全体のほぼ7割の市町村で存在し、こうした傾向は大きな地域差もみられないことから有機農業に取り組む農家が点的ながらも全国的に広く存在していることを示している。地域類型別では、平地農業地域、畑地型地域においてその存在がやや多い傾向にある。

2) 10年後の見通し

有機農業に取り組む農家の10年後の見通しについては、「③ 現状程度」が全体の35%に対して、「① かなり増加する」11%、「② やや増加する」53%で、この両者を合計すると増加する見込みのある市町村は6割強となっている。とりわけ、北海道、九州、

表7 有機農業に取り組む農家

(単位：市町村数、%)

	合 計	現 在				10 年 後			
		かなり い	少ししか い	い	不 明	かなり 増加する	やや増 加する	現状程度	不 明
全 国	2,892	5.4	64.4	30.0	0.2	10.8	52.5	35.4	1.4
北 海 道	192	8.9	64.1	25.5	1.6	22.9	49.0	26.0	2.1
東 北	359	6.7	70.2	23.1	—	9.2	60.2	29.8	0.8
北 関 東	184	3.8	62.5	33.7	—	8.2	51.1	39.7	1.1
南 関 東	218	8.7	67.4	23.9	—	7.8	47.2	42.2	2.8
北 陸	200	3.5	62.5	34.0	—	10.5	52.0	37.0	0.5
東 山	165	3.0	63.0	33.9	—	10.3	50.3	37.6	1.8
東 海	303	4.3	59.1	36.3	0.3	7.3	47.2	43.6	2.0
近 畿	293	4.4	67.6	27.6	0.3	9.2	49.8	38.6	2.4
中 国	274	5.8	68.6	25.2	0.4	11.7	49.3	39.1	—
四 国	192	5.2	60.9	33.9	—	9.4	53.6	35.9	1.0
九 州	512	4.7	61.3	34.0	—	12.9	57.8	28.1	1.2
都 市 的 地 域	586	3.9	68.6	27.3	0.2	10.6	48.0	40.1	1.4
平地農業地域	715	6.4	67.3	26.3	—	12.0	55.5	31.2	1.3
中間農業地域	940	5.4	63.4	30.9	0.3	11.1	54.0	34.0	0.9
山間農業地域	651	5.4	58.8	35.5	0.3	9.2	50.8	37.6	2.3

東北の主要農業地帯でその増加を見込む市町村が多い傾向にあり、さきにみた現状と比較して将来の見通しでは、若干の地域差をとまなう結果となっている。なお、地域類型別では大きな差はみられない。

ちなみに、さきの現状と10年後の見通しをクロスさせれば、現在「かなりいる」市町村では将来に「かなり増加する」と見込む割合が33%と高いのに対して、現在「いない」市町村ではその過半数（53%）が将来も「現状程度」と予測している（掲表は略）。このように、有機農業に取り組む農家が現在存在する市町村ほど将来にそれがより一層広がる傾向にあると言えよう。

(3) 10年後の若手農業者の見通し

1) 10年後の若手農業者数

10年後に農業を主体としている40歳以下の若手農業者の人数は、市町村内にどれほど見込まれるかについて質問した（問1(1)、

付表1）。調査では、その若手農業者数を「いない」から「50人以上」までの6つの階級に分けて回答を得ている。図1は、農業地域別と地域類型別に若手農業者数の見込みを構成比で示したものである。

10年後に、40歳以下の若手農業者が市町村内に「50人以上」いるのは、全体の1/4程度を占め、とりわけ北海道（60%）、東北（40%）、九州（34%）の主要農業地帯で高い割合となっている。これに対して、「1～4人」および「5～9人」を合わせた1桁の若手農業者しかいなくなると見込んでいる市町村は、近畿、中国、東海で4割強、次いで北陸、東山、四国で3割強あり、さらに「いない」とする市町村は全国の6%に対して東山（15%）、中国（10%）で高くなっている。このように、地域別にみれば北海道、東北、九州の農業のウェートが相対的に高い地域では、10年後に若手農業者は確保され得るが、他方、近畿、東海の都市近郊地域と中国、四国、

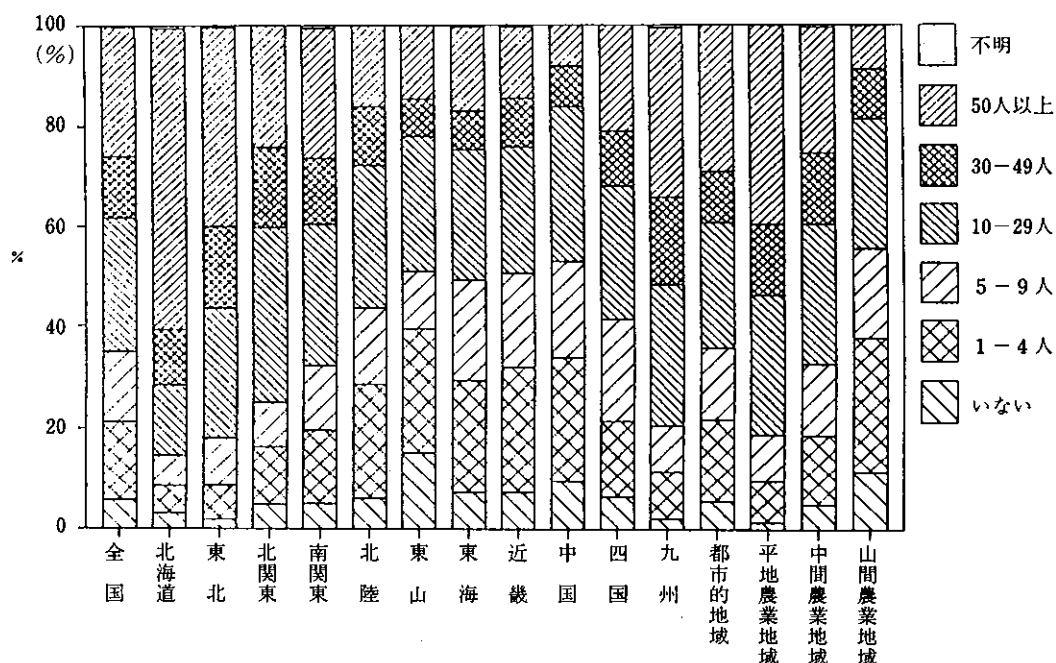


図1 10年後の若手農業者数の見込み

そして東山の中山間地域ではその存在がかなり少なくなると予測され、若手農業者が供給されないという深刻な課題を抱えている。

つぎに、地域類型別にみれば、「50人以上」には平地農業地域で4割、都市的地域で3割の市町村が回答しているのに対して、9人以下には山間農業地域が過半数（55%）と圧倒的に高く、次いで都市的地域36%、中間農業地域32%という結果である。若手農業者が確保され得る平地農業地域とは対照的に、中山間地域ではかなり少ない存在が予測され、また都市的地域では確保され得る市町村と逆に確保されない市町村との両極へ分解している傾向がみられる。

なお、やや荒い推計ではあるが、各階級の中位数（「50人以上」は70人とする）と回答市町村数との積を合計すると、約8.5万人の若手農業者が10年後にいることになる。10年後に40歳以下の者とは、現在30歳以下の者のことであるが、1990年センサスであとつぎが農業専従の農家数は136千戸であることから見てほぼ妥当な推計と考えられ、

調査回答は10年後をほぼ正確に見通しているよう。

2) 若手農業者の主な経営部門

10年後、若手農業者が確保されるとすれば、かれらがいかなる経営部門に取り組むかを質問した結果が表8である（問1(2)、付表2）。表は先に10年後に若手農業者がいると回答した市町村について、その主な部門を3つ以内で複数回答したものであり、数値は出現率を示している。全体では、施設型野菜（57%）、稲作（52%）をそれぞれ過半数の市町村が挙げており、次いで施設型花き、畜産、果樹、その他普通畑作、酪農の順に、それぞれ4割から3割の回答である。

こうした全国計の結果であるが、これを地域別にみれば、以下のような顕著な地域の特徴が見出される。すなわち、「稲作」を大半の市町村が回答する北陸（90%）、東北（81%）の両地域、他方「施設型野菜」をかなりの市町村が回答する四国（72%）、九州（71%）、南関東（71%）の諸地域といった地域差が指摘できる。この地域差のうち前者につ

表8 10年後の若手農業者の

	合 計	稲 作	麦・大豆	そ の 他 普通畑作	施 設 型 野 菜	施 設 型 花 き
全 国	2,724	51.9	7.6	26.7	56.8	33.8
北 海 道	185	46.5	26.5	53.5	36.8	9.7
東 北	351	80.9	3.4	25.1	55.6	24.5
北 関 東	175	52.6	10.9	28.0	65.7	28.0
南 関 東	206	34.5	1.5	41.3	70.9	43.7
北 関 陸	188	89.9	15.4	28.2	30.3	17.6
東 山	140	40.7	3.6	27.1	27.1	45.7
東 海	280	45.0	4.6	20.0	55.7	50.0
近 畿	271	56.5	10.7	26.9	55.7	37.6
中 国	248	47.2	4.4	16.1	54.0	34.7
四 国	180	34.4	3.9	27.2	71.7	37.8
九 州	500	39.6	5.8	19.6	71.4	36.8
都市的地域	554	47.7	7.8	36.3	65.5	42.8
平地農業地域	905	46.4	9.7	19.4	50.1	26.7
中間農業地域	889	49.7	5.2	21.6	50.6	29.8
山間農業地域	576	50.2	5.0	27.6	48.6	30.6

注. 合計は10年後に若手農業者がいるとする市町村数。他の数値は合計に対する3つ以内の複数回答

いては、この両地域が主要な平場水田地帯をなしていることから将来の若手農業者が取り組む経営部門も従来からある稲作経営中心で展開されていくことが予測されている。後者については、四国、九州で中山間地域、南関東で都市的地域を多くかかえることから、若手が労働集約的な施設野菜作へ取り組むと予測されている。

その他の地域では、北海道において「その他普通畑作」および「酪農」がそれぞれ過半数を占め、また主要施設園芸地帯である東海では若手農業者数は少ないながらも「施設型野菜」および「施設型花き」がそれぞれ過半数を占める。

なお、地域類型別ではそれぞれの間で大きな差はみられないが、特に挙げれば都市的地域において土地利用型農業に比べ施設利用型農業にやや比重があるのに対して、中山間地域では東山、四国の果樹、そして北海道、九州の畜産が高いことから施設利用型農業の割合が低い傾向にある。

(4) 新たな農地の引き受け手の設立とその主体

農地の引き受け手が不足している地域では農地の引き受け手として、従来の個別農家・集団に替わって農協、第3セクター等の新たな引き受け手が考えられてきつつある。そこで、そうした新たな引き受け手の設立、実施に關しての市町村での検討状況とその場合の引き受け手の実質的な主体について質問した。それぞれの回答の集計結果を表9に示した(問6、付表12、13)。

1) 新たな引き受け手の検討

新たな引き受け手が「①すでにある」市町村は、全体では6%とごくわずかであるが、「②設立、実施を検討している」のが22%にも達しているのは注目すべき点と言えよう。地域別では「すでにある」が北陸、東海で1割あり、「検討している」は、中国で34%と最も高く、次いで東北(26%)、九州(25%)の主要農業地帯で高くなっている。中国や中間農業・山間農業地域(1/4が検討中)では農業の担い手の弱体化、欠落が

主な経営部門(複数回答)

(単位:市町村数, %)

果 樹	酪 農	畜 産	そ の 他	工 芸 作 物	茸 類	花 き 木	複 合 経 営
28.3	24.6	32.0	3.5	3.7	1.0	0.6	0.6
3.8	50.8	29.7	1.1	—	1.1	—	2.7
29.9	21.9	39.3	4.6	0.6	0.3	—	—
22.9	35.4	29.1	6.3	3.4	0.6	—	—
27.7	23.8	17.5	3.4	2.4	—	3.9	—
19.7	24.5	29.3	5.9	0.5	1.6	—	—
47.1	20.7	22.9	7.9	0.7	4.3	—	0.7
21.1	23.2	28.2	4.6	10.4	—	1.1	—
23.6	21.4	22.9	2.6	4.1	1.5	—	0.4
33.1	36.7	31.6	0.4	0.4	0.8	—	1.2
41.7	12.8	27.8	1.1	3.9	1.1	0.6	1.1
35.8	15.0	47.0	2.6	7.8	1.0	0.8	0.8
29.1	18.1	16.1	3.6	2.7	0.2	0.9	0.2
18.9	18.7	23.1	2.3	2.0	0.1	0.7	0.8
35.5	30.8	37.7	2.7	4.7	1.6	—	0.2
21.4	21.9	41.3	5.0	4.7	1.7	0.9	1.0

の出現率。

表9 新たな農地の引き受け手

(単位:市町村数, %)

	引き受け手の検討						引き受け手の主体					
	合計	すでに ある	設立、 実施を 検討中	検討の 必要は ない	検討し ていな い	不明	合計	市町村 等公 社	農協 直営	農協中心 生産法人	その他	不明
全 国	2,892	5.7	22.2	12.8	57.6	1.7	807	14.3	21.3	40.1	17.7	6.6
北 海 道	192	2.1	12.5	25.0	58.3	2.1	28	17.9	32.1	32.1	7.1	10.7
東 北	359	4.2	26.2	16.2	52.9	0.6	109	12.8	15.6	48.6	20.2	2.8
北 関 東	184	5.4	21.7	15.2	56.5	1.1	50	32.0	10.0	28.0	20.0	10.0
南 関 東	218	3.2	12.4	16.1	63.8	4.6	34	20.6	20.6	44.1	14.7	—
北 陸	200	11.0	21.5	22.5	44.0	1.0	65	10.8	20.0	49.2	12.3	7.7
東 山	165	4.2	24.2	10.3	60.6	0.6	47	10.6	23.4	46.8	14.9	4.3
東 海	303	9.2	20.1	9.2	60.4	1.0	89	3.4	31.5	40.4	21.3	3.4
近 畿	293	7.8	20.1	8.9	60.4	2.7	82	8.5	18.3	37.8	24.4	11.0
中 国	274	6.9	34.3	6.2	50.7	1.8	113	23.0	19.5	31.0	17.1	8.8
四 国	192	4.2	16.1	4.7	74.0	1.0	39	17.9	23.1	38.5	17.9	2.6
九 州	512	4.3	25.2	11.7	56.8	2.0	151	11.9	23.8	41.1	15.2	7.9
都市的地域	586	8.9	16.2	12.3	59.2	3.4	147	10.9	27.2	39.5	19.0	3.4
平地農業地域	715	4.6	22.1	21.1	51.3	0.8	191	14.7	17.3	41.4	18.8	7.9
中間農業地域	940	5.4	24.9	10.4	58.1	1.2	285	13.7	23.2	40.7	16.1	6.3
山間農業地域	651	4.5	23.8	7.7	62.2	1.8	184	17.4	17.9	38.6	17.9	8.2

注: 右欄の合計は左欄で「すでにある」あるいは「検討中」と回答した市町村数。

進み、すでに農地の引き受け手の確保が難しくなっていることから新たな確保策を検討している市町村が多い。他方、北陸、東北、九州などの主要農業地域でも検討している地域が多いが、これは担い手が存在しながらその担い手を補完・再編成するものとして新たな農地の引き受け手を検討している市町村が多いことが考えられる。個別農家・集団に替わる新たな農地の引き受け手の設立、実施の検討とはそうした二側面が表されていよう。

ところで、主要農業地域での動向について、他の設問とのクロス集計結果からみてみよう(表10)。クロスさせる設問項目は、10年後の平坦部での土地利用型農業の姿(問4)および10年後の世代交替について(問8)、である。新たな農地の引き受け手を「② 設立、実施を検討している」市町村割合に注目すれば、10年後の土地利用型農業の担い手が「大規模農家、生産組織」であるのが最も高く(29%)、「①すでにある」もそうした地域で高く(8%)、また10年後の世代交替に

よって「農業を継がない後継者が多く、農作業を他にまかせたり、農地を貸付・売却している」が最も高くなっている(27%)。すなわち、10年後に農業後継者が少なく農作業を他にまかせる農家が多い中でも、一方では大規模農家・生産組織等の担い手が存在していて、そのために農地の貸付・売却など農地の流動化が進む市町村において、新たな農地の引き受け手を検討している傾向が比較的強い。こうして担い手が不足している中山間地域のみならず、東北、北陸や九州等の主要農業地域で、担い手の一定の存在を前提としつつ、そうした担い手への土地集積を図る対策として、あるいは担い手を地域的に再編成、組織化する対策として、新たな農地の引き受け手を形成するという傾向があることが確認できる。

2) 新たな引き受け手の主体

ふたたび、表9で新たな引き受け手が「すでにある」あるいは「設立、実施を検討している」807市町村について、その実質的な主

表 10 10年後の土地利用型農業（平坦部）および世代交替別にみた引き受け手の検討状況

（単位：市町村数，％）

		合 計	すでに ある	設立、 実施を 検討中	検討する 必要なし	検討して いない	不 明
全	体	2,892	5.7	22.2	12.8	57.6	1.7
土 地 利 用 型	大規模農家・生産組織	812	8.2	29.3	20.4	41.7	0.4
	集落ぐるみ	405	5.2	24.7	13.4	56.0	0.7
	個別対応	904	5.3	17.2	10.1	66.0	1.4
	農業縮小	212	3.3	10.4	4.7	77.8	3.8
	当該地域なし	517	3.5	22.6	9.3	62.1	2.5
世 代 交 替	後継者が農業維持	205	5.4	15.6	33.7	42.9	2.4
	他にまかせる	1,504	6.7	26.5	12.1	53.6	1.1
	高齢者が農業維持	1,169	4.5	17.8	10.1	65.4	2.1

注（１） 上段は、10年後の平坦部での土地利用型農業の姿（問４）の回答での組み替え集計。

（２） 下段は、10年後の世代交替（問８）の回答での組み替え集計。

体をみると、「③ 農協が中心となって設立した農業生産法人」が最も多く（40%），以下「② 農協の直営」21%，「④ その他」18%，「① 市町村等による農業公社」14%，の順となっている。

ただし、こうした傾向には以下のような地域の特徴点が挙げられる。すなわち「③ 農協中心の生産法人」には北陸、東北の地域で半数近くもの回答があり、これら平場水田地帯では、さきの引き受け手の検討でみたように農業の担い手はある程度存在するものの、それらを補完、再編成するものとして農協主導での法人の形成を志向しているものとみられる。これに対して、「① 市町村等の公社」には、北関東（32%）、中国（23%）および山間農業・水田型地域（22%）において、回答数は少ないものの、他の地域と比較して相対的に高い割合を示しており、地域の農地管理を公社方式で対応しようとする傾向にある。（友 國 宏 一）

3. 農業の方向と今後の農業対策

ここでは、以上に分析した農業構造の変化

と担い手像を踏まえつつ、各市町村における10年後の農業の方向性をどのように展望し、どのような対策が必要であるのかについて分析する。まず、10年後の土地利用型農業の方向をどう考えるか、そして将来の担い手像を踏まえつつ担い手の育成・確保対策の方向をどうするのか、そして担い手確保と関連して、地域内での農地流動化の調整について、その調整の及ぼす範囲と調整者は何かについて分析する。最後に、農地への対策として、農地の生産的・経済的機能以外のいわゆる多面的機能について、市町村農政担当者としてどう位置づけているのかを分析する。

（１） 10年後の土地利用型農業の方向

10年後の土地利用型農業での農業経営の方向性を質問した結果が表 11 である（問 10、付表 26）。全国では、「① 大規模化によるコスト引き下げ」と「③ 差別化・高品質化」がともに3割あり、それよりやや低く「② 単収向上等の集約化」24% がある。また「④ 化学肥料や農薬をあまり使わないような環境にやさしい農業」を指向する市町村も12% がある。

表 11 農業経営の方向

(単位：市町村数，%)

	合 計	大規模化で コスト引き下げ	単収向上等 の集約化	差別化・ 高品質化	環境にやさ しい農業	その他	不 明
全 国	2,892	28.5	24.1	28.2	11.9	4.0	3.3
北 海 道	192	29.2	21.9	23.4	12.0	4.2	9.4
東 北	359	42.1	19.2	26.5	9.2	1.4	1.7
北 関 東	184	40.8	24.5	21.2	7.6	4.3	1.6
南 関 東	218	29.4	17.9	28.9	15.1	4.1	4.6
北 陸	200	44.0	20.0	26.0	6.0	3.5	0.5
東 山	165	16.4	26.1	33.9	17.6	4.2	1.8
東 海	303	23.4	21.8	34.3	10.6	6.3	3.6
近 畿	293	21.2	27.6	26.6	15.0	5.5	4.1
中 国	274	24.1	21.9	29.9	13.9	6.6	3.6
四 国	192	13.5	27.1	39.6	13.0	2.6	4.2
九 州	512	27.1	31.1	24.4	11.9	2.7	2.7
都 市 的 地 域	586	25.4	24.4	31.7	10.6	4.6	3.2
平 地 農 業 地 域	715	46.0	20.4	22.5	6.3	3.1	1.7
中 間 農 業 地 域	940	27.1	23.6	30.9	11.3	3.9	3.2
山 間 農 業 地 域	651	14.1	28.4	27.3	20.1	4.6	5.4
水 田 型	1,252	40.3	19.5	24.3	9.9	4.2	1.8
田 畑 型	1,048	24.0	27.2	30.2	12.6	3.8	2.3
畑 地 型	592	11.7	28.2	32.9	14.9	4.1	8.3

「① 大規模化によるコスト引き下げ」は地域別では東北（42%）、北関東（41%）、北陸（44%）で4割を越えており、地域類型別では平地農業地域（46%）、水田型地域（40%）で高く（北海道も水田型地域では54%）、平場水田の米主産地では規模拡大とコスト引き下げの方向を多くの市町村が指向している。

「③ 差別化・高品質化」は地域別では東山（34%）、東海（34%）、四国（40%）で高く、地域類型別では田畑型地域（30%）、畑地型地域（33%）で高く、果樹、野菜等の畑作地域では差別化・高品質化が指向されているといえる。他方で田畑型、畑地型地域では、「② 単収向上等の集約化」も3割あり、九州の畑作型地域では39%と高く、九州等の畑作では単収向上・集約化の方向を指向する地域もかなりある。

「④ 環境にやさしい農業」は全国では1割であるが、山間農業地域では2割の市町村がこれを挙げており、条件不利地域での方向としてこれが指向されていると見られる。なお、

「不明」が山間農業・畑地型地域（14%）で高く、これも条件不利地域で、農業の方向性が定まらないことを物語っているのである。

（2）担い手育成・確保の対策

担い手の育成・確保のための対策の方向として、担い手を特定して施策を集中するのか、集落ぐるみの取り組みとするのか、あるいは特に対策を行わずに個々の農家に任せるのかを尋ねた結果が表12ある（問9、付表25）。全国では「② 集落営農方式等の集落ぐるみの取り組みで地域の農業の維持を図っていく」が52%と過半を占め、ついで「① 担い手を特定の農家・農業生産法人等に限定して、利用権設定等の施策を集中する」が31%、「③ 個々の農家の取り組みに任せ、特別な対策は必要がない」は11%である。

「① 担い手の特定」は地域別では北関東（45%）、南関東（37%）、東海（41%）、地域類型別では平地農業地域（36%）と都市的地

表 12 担い手の育成・確保対策

(単位：市町村数、%)

	合 計	担い手 を特定	集落営農	個々に 任せる	そ の 他	不 明
全 国	2,892	31.1	52.4	10.9	4.3	1.4
北 海 道	192	20.3	62.5	12.0	3.1	2.1
東 北	359	34.8	57.9	4.2	2.5	0.8
北 関 東	184	45.1	40.2	9.2	3.8	1.6
南 関 東	218	37.2	32.1	18.8	9.2	2.8
北 陸	200	34.0	54.0	7.0	4.5	0.5
東 山	165	27.9	46.7	17.6	7.3	0.6
東 海	303	40.9	40.3	14.2	3.3	1.3
近 畿	293	24.6	54.9	14.3	4.1	2.0
中 国	274	24.1	60.6	10.6	4.4	0.4
四 国	192	29.7	54.7	8.9	5.2	1.6
九 州	512	26.8	59.2	9.0	3.5	1.6
都市的地域	586	31.7	42.7	19.1	4.6	1.9
平地農業地域	715	36.2	52.9	7.1	2.9	0.8
中間農業地域	940	29.5	57.4	8.4	3.9	0.7
山間農業地域	651	27.0	53.0	11.4	6.1	2.5

表 13 10年後の平坦部での土地利用型農業の姿と担い手育成対策

(単位：市町村数、%)

	合 計	担い手 を特定	集落営農	個々に 任せる	その他	不 明
全体	2,892	898(31.0) [100.0]	1,514(52.4) [100.0]	316(10.9)	125(4.3)	39(1.3)
大規模農家 ・生産組織	812	328(40.4) [36.5]	425(52.3) [28.1]	27(3.3)	27(3.3)	5(0.6)
集落ぐるみ	405	82(20.2) [9.1]	303(74.8) [20.0]	15(3.7)	5(1.2)	0(—)
個別対応で 農業維持	904	297(32.9) [33.1]	429(47.5) [28.3]	131(14.5)	38(4.2)	9(1.0)
農業縮小	212	61(28.8) [6.8]	75(35.4) [5.0]	55(25.9)	16(7.5)	5(2.4)
当該地域 なし	517	120(23.2) [13.4]	264(51.1) [17.4]	79(15.3)	38(7.4)	16(3.1)

注 (1) () 内は合計に対する比率, [] は全体に対する比率である。

(2) 当該地域なしは、管内に平坦部がない市町村である。

域(32%)で高く、ここからは都市近郊でこうした対策が高いようにも見える。また「②集落営農」は北海道(63%)、東北(58%)、九州(59%)と中国(61%)で高く、水田型地域(56%)で高くなっており、主要農業地域で高いようにも見える。そして「③個々に任せる」も地域別では南関東(19%)、東

海(18%)、近畿(14%)の都市近郊と中国(14%)で高い。

ところで「②集落営農方式等の集落ぐるみの取り組み」は、担い手が誰であるのかなど、その意味するところが地域(回答者)によって異なっている。その点を、10年後の平坦部における土地利用型農業の担い手の姿

(問 8) とクロスした結果(表 13) から確認しよう。10 年後に「大規模農家や農業生産法人が中心的に農業を担っている」市町村、すなわち主要農業地域では、その 4 割が「① 担い手を特定する」であり、そうした大規模農家等に担い手を特定する対策が必要としているが、反面で 5 割の市町村は「② 集落営農」としており、大規模農家等が担い手としており、それを集落営農方式などの集落単位での農業の中に取り込む対策が必要であるとしていると考えられる。

これに対して「大規模農家や農業生産法人はないが、集落ぐるみの対応により、農業は維持されている」市町村では、その 3/4 「② 集落営農」が必要としている。そうした地域では大規模農家等の担い手がいながらも、中規模農家、兼業農家等によってすでに集落営農による「集落ぐるみ」での農業維持策が実践されていると考えられ、したがって今後もそれが必要な対策であるとしているのであろう。ただし、そうした地域の 2 割では「① 担い手の特定」が必要であるとし、中規模農家、兼業農家等による集落ぐるみの取り組みがありつつ、さらに担い手を特定する対策が必要としており、「集落ぐるみ」で中規模農家等に土地を集積し担い手を育成する等の施策を行うことが必要であるとしているものと見られる。

他方で、担い手が弱体化し、「兼業農家等の個別農家ごとの対応で農業は維持されている」市町村も、「① 担い手の特定」33%、「② 集落営農」48% があるが、こうした市町村は担い手も不明確、また集落営農の取り組みも不十分な中で、かなり抽象的にこれらの対策を挙げているのであろう。むしろこうした市町村の 15% に「③ 個々の農家の取り組みに任せ、特別な対策は必要がない」があり、そして「担い手がいなくなり、農地の荒廃、農業の縮小が進む」市町村ではその 1/4 が「③ 個々に任せる」となり、そうした地

域では対策を構じられないところが多くなっていることに注目する必要がある。

以上を「① 担い手の特定」と「② 集落営農」にそくしてみると(表の [] 内)、次のようにそれぞれに異なる内容を内包している。「① 担い手を特定」する地域には、大規模農家等が担い手になる地域が 4 割弱あるのに加えて、兼業農家等の個別対応の地域が 3 割あり、前者の主要農業地域では大規模農家等を、他方で後者の都市近郊地域と中山間地域では兼業農家等を、担い手と特定して施策を集中する必要があるという回答となっているのである。「② 集落営農」は大規模農家等が担い手になる地域が 3 割、「集落ぐるみ」で農業維持の地域が 2 割、兼業農家中心の地域が 3 割と、ほぼ 3 分されている。やや単純化するならば、集落営農とはいっても、大規模農家等が担い手となりつつそれを集落単位で取り込もうとしている(集落営農を行う)主要農業地域があるとともに、そうした担い手はいない中で、すでに集落営農方式を「集落ぐるみ」で行っていて今後もその方向を継続しようとしている地域、兼業農家等の個別対応での農業維持を集落としてまとめていきたい(集落営農を行う)という地域とがある。

(3) 農地流動化の調整の面的範囲

担い手欠落地域では、集落内での農地の受け手の確保が困難となり、集落を越えた範囲で流動化が行われることになる。そこで「農地の維持・管理、有効利用のために、地域内での農地流動化の調整が必要である」と言われるが、農地流動化の調整を取り組む面的範囲はどの程度が適当であるかを尋ねたものが表 14 である(問 11, 付表 27)。全国では、流動化の範囲は「① 集落の範囲」が 12%、「② 近接する数集落の範囲」が 25%、「③ 農協支所ないし旧村の範囲」が 17%、さらに「④ 市町村の範囲」が 39%、「⑤ 市町村

表 14 農地流動化調整の範囲

(単位：市町村数、%)

		合 計	集落内	数集落	農協支所・旧村	市町村	市町村を越える	不 明
全 国		2,892	11.9	24.9	16.4	39.4	5.9	1.5
北 海 道		192	18.2	39.1	2.1	35.4	2.6	2.6
東 北 道		359	9.7	27.6	18.4	36.8	7.2	0.3
北 関 東		184	7.1	25.0	15.8	39.1	12.0	1.1
南 関 東		218	9.2	18.3	19.7	43.1	5.5	4.1
北 陸		200	13.0	29.0	18.0	36.0	4.0	0.0
東 山		165	14.5	16.4	14.5	45.5	9.1	0.0
東 海		303	12.9	15.5	14.5	46.2	9.2	1.7
近 畿		293	15.7	25.6	24.2	30.0	1.4	3.1
中 国		274	11.3	28.8	18.6	34.3	5.5	1.5
四 国		192	9.4	21.4	19.3	42.2	6.8	1.0
九 州		512	11.3	25.8	13.5	43.6	4.5	1.4
水田型	都市的地域	293	12.3	20.8	23.5	34.5	5.8	3.1
	平地農業地域	360	12.5	25.6	18.1	38.6	5.0	0.3
	中間農業地域	355	11.5	31.8	20.8	32.4	2.8	0.6
	山間農業地域	216	12.5	32.4	15.3	36.6	2.8	0.5
畑地型	都市的地域	102	10.8	11.8	12.7	44.1	12.7	7.8
	平地農業地域	87	11.5	23.0	3.4	49.4	12.6	—
	中間農業地域	177	14.1	24.9	11.9	40.1	6.1	2.8
	山間農業地域	108	23.1	16.7	12.0	38.9	6.5	2.8

注. 地域類型別は北海道を除く。

を越えた範囲」が6%である。農地流動化調整の範囲を集落内とするのは1割にすぎなく、担い手不足が進行する中で、集落内で担い手を確保することが困難となり、多くの地域で集落を越えた範囲での農地流動化の調整が必要ととらえられていることが示されている。

集落を越えた範囲としては、1/4の市町村が数集落の範囲での農地流動化の調整が適当としている。他方で、旧村あるいは市町村の範囲が56%と過半となっており、集落を越えたしかもかなり広い範囲での農地流動化の調整を「適当」と回答している。ところで、「適当」という意味を、現状で流動化が進展している範囲、したがってすでに調整が必要とされている範囲と具体的に捉えるのか、市町村として流動化調整の施策を及ぼすべき範囲として抽象的に捉えるのか、その比重の置き方には、回答者によって異なるところがあ

ろう。とくに「④市町村の範囲」が4割あるが、そのかなりの部分は後者のような、市町村行政・農業委員会として管内の農地流動化の調整に取り組むべしという一般論を回答している比重が大きいものと捉えられよう。

地域別にみると、特徴的なのは北海道で「①集落の範囲」18%、「②近接する数集落の範囲」39%に集中していることである。北海道では離農跡地を近隣農家、とくに集落内の農家が購入するという形態での農地流動化が従来から多いことが「集落の範囲」の高さに表れているようが、しかしそれも集落内では受け手が見つからず、数集落の範囲に拡大されざるをえなくなっていることが、「数集落の範囲」が高いことに示されているといえよう。

北海道を除く都府県について、水田型と畑地型に分けて地域類型別にみると、特徴的なのは畑地型の都市的地域と平地農業地域では

「市町村」がそれぞれ44%, 49%, 「市町村を越える範囲」はともに13%である。これら地域では担い手不足に加えて、出入り作の頻繁さ、さらには代替地取得による参入が多く、市町村さらにはそれを越えるようなかなり広い範囲での農地流動化の調整が必要となっているのであろう。中間農業・山間農業地域では、水田型で「数集落の範囲」が3割と高い。ここでは担い手不足の問題があるなかで、農業が維持できる地域では、地理的に通作が効率的な数集落の範囲内で、農地流動化を調整しようとする行政の姿勢が表れているものといえよう。

(4) 集落を越えた農地流動化の調整者

農地の受け手が集落内で確保できない地域が多くなり、集落を越えた範囲での出し手と受け手との農地流動化の調整が必要となった場合、だれがその調整に当たっているのだろうか（問12、付表28）。回答市町村中、集落を越えた農地流動化の「⑩ そうしたケースはない」と未回答を除いた、2,778市町村で集落を越えた流動化が行われている。そのうち、その調整に当たっている主体を、3つ以内で複数回答した出現率を示したのが表

15である。

全国では「④ 農業委員・農地流動化推進員」が79%, 「③ 農業委員会事務局」が57%, 「② 市町村」が36%, 「⑤ 農協」が33%であり、また「⑨ 農家が個人的に行っている」が45%などとなっている。この回答は、集落を越えた流動化の調整の件数に対するウェイトを示すものではないが、農家個人による個別的な農地流動化以外に、農地流動化を調整する主体として、農業委員・農地流動化推進員に加えて、農業委員会事務局と市町村すなわちそれら職員と、農協が主に調整に関与していることがわかる。

地域別に見ると、「農業委員・農地流動化推進員」が高いのは東北（85%）、東山（83%）、中国（87%）、四国（84%）、九州（84%）である。逆にそれが低いのは南関東（67%）、東海（69%）、近畿（76%）であるが、それら地域はその反面で、南関東は「市町村」（46%）、東海は「市町村」（38%）と「農協」（42%）、近畿は「集落等の連合組織」（22%）がそれぞれ高くなっている。

さらに「農業委員会事務局」が高いのは北海道（66%）、東北（69%）、北関東（61%）、九州（67%）であり、逆にそれが低いのは北

表15 農地流動化の調整主体（複数回答）

（単位：市町村数，%）

	合 計	集落等の 連合組織	市町村	農業委員 会事務局	農業委員 推 進 員	農 協	その他	農家個人	不 明
全 国	2,778	11.9	36.0	56.9	79.4	33.2	4.6	44.8	1.2
北 海 道	184	13.6	29.9	65.8	71.7	59.8	3.3	19.6	2.2
東 北	354	12.1	29.7	69.2	84.5	39.5	2.8	40.4	0.3
北 関 東	183	5.5	35.0	61.2	79.8	25.7	6.6	49.2	1.6
南 関 東	196	5.6	45.9	51.5	66.8	25.0	6.1	49.0	4.1
北 陸	198	16.2	32.8	47.0	80.8	48.0	2.5	50.5	0.0
東 山	161	4.3	37.3	56.5	82.6	30.4	6.8	43.5	0.0
東 海	284	10.2	37.7	50.4	68.7	41.5	6.7	44.4	1.8
近 畿	274	21.2	35.8	42.3	75.9	28.1	4.4	50.0	2.2
中 国	268	17.5	34.0	48.5	86.6	27.6	5.2	53.4	0.7
四 国	184	8.2	33.2	54.3	84.2	24.5	6.0	47.3	0.5
九 州	492	10.8	41.3	67.1	84.1	24.0	3.3	44.1	0.6

注（1） 合計は回答市町村数から、集落を越えた農地の流動化の事例なしと未回答を除いたもの。

（2） 他の数値は、3つ以内の複数回答の合計に対する出現率。

（3） 表示のはかに、普及員・普及所、土地改良区があるが、出現率が僅かであるので、「その他」に含めてある。

表 16 農地の多面的利用（複数回答）

（単位：市町村数，％）

	多面的役割あり	高齢者の就業	避難場所等	緑地・景観	憩い・安らぎ	自然環境保全	生態系の保全	教育的役割	その他
全 国	2,764 (95.6)	53.7	5.0	71.1	32.2	48.1	20.2	50.2	1.0
北 海 道	183 (95.3)	47.5	2.7	78.7	45.9	35.0	19.1	53.0	1.1
東 北 道	337 (93.9)	52.5	2.1	67.4	28.2	53.1	26.4	56.4	0.9
北 関 東	177 (96.2)	39.5	2.8	81.4	39.5	45.2	20.9	52.0	0.0
北 関 東	207 (95.0)	27.5	22.2	85.0	43.0	32.4	15.9	51.7	1.9
北 陸 道	189 (94.5)	63.5	3.7	59.8	29.6	48.1	24.3	50.8	3.7
東 山 梨	159 (96.4)	58.5	3.1	71.1	39.0	49.7	16.4	49.1	0.6
東 海 道	293 (96.7)	59.7	6.1	70.0	28.3	44.7	17.7	48.1	0.7
近 畿 道	285 (97.3)	51.2	7.4	72.3	33.3	49.5	16.5	50.9	0.4
中 国 道	262 (95.6)	66.4	1.1	69.5	27.5	59.5	14.9	43.5	0.8
四 国 道	185 (96.4)	62.2	3.2	63.2	24.9	52.4	23.8	45.4	0.0
九 州 道	487 (95.1)	55.2	3.3	69.4	28.3	50.3	22.8	50.1	1.0
都市的地域	569 (97.1)	36.4	14.1	81.5	39.2	42.7	13.9	50.4	0.9
平地農業地域	681 (95.2)	48.8	2.9	77.1	31.0	46.4	22.9	54.8	0.9
中間農業地域	900 (95.7)	59.4	2.9	64.3	29.2	53.4	21.9	47.8	1.4
山間農業地域	614 (94.3)	66.6	2.1	64.7	31.4	47.2	20.7	48.5	0.5

注 (1) 多面的役割ありは、回答市町村数から農地の農業以外の役割は重要ではないと不明を除いた数、() 内はその回答市町村数に対する比率。

(2) その他の数値は、複数回答（選択数に制限なし）の「多面的役割あり」に対する出現率。

陸（47％）、東海（50％）、近畿（42％）、四国（54％）である。前者は農業委員会の事務局体制が比較的充実している地域、後者はそれが不十分な地域であり、農業委員会事務局体制の確立している地域では、事務局が農地管理・流動化の調整の役割をも果たしているものと考えられる。（小野智昭）

（5）農地の多面的機能

農地は単に農業生産のためだけではなく、自然環境の保全や住民の生活環境にとっても重要であるという、農地の多面的役割が最近注目されている。そうした農地の多面的役割について、7つの選択肢から3つ以内で複数回答した結果が表16である（問13、付表29）。「⑨ 農業以外の役割は重要ではない」と未回答を除いた96％の市町村が、農地には農業という生産面・経済面以外の多面的役割があるとしている。

多面的役割があるとするうち、最も多かったのは「③ 緑地や良好な景観を提供すると

いう役割」の71％で、次いで「① 高齢者の就業場所の確保や地域社会の維持の役割」54％、「⑦ 農作業を通して自然への理解を深めるといった教育的役割」50％、「⑤ 土砂崩れや洪水の防止など、自然環境を保全する役割」48％が続く。さらに「④ 緑地や良好な景観を提供するという役割」32％、「⑥ 多様な生物種の生息地の提供など、生態系を保全する役割」20％、「② 災害時の避難場所等の住民の安全上の役割」5％となっている。どちらかというと環境保全などのハードの側面よりも、アメニティ・社会・教育といったソフト面における評価が高くなっている。

地域類型別にみて、都市的地域で高く中間農業・山間農業地域で低いものは、「③ 緑地や良好な景観の提供の役割」（都市的地域対山間農業地域で、82％対65％）、「④ 憩い・やすらぎの提供の役割」（同、39％対31％）というソフト面での評価に加えて、「② 災害時の避難場所等の住民の安全上の役割」（同、14％対2％）である。反対に中間農業・山

間農業地域の方が高いものは、「① 高齢者の就業場所，地域社会の維持」(同，36% 対 67%)，「⑤ 自然環境の保全」(都市的地域 43% 対中間地域 47%) である。

地域別にみて特徴的なのは，全国平均では

5% にすぎない「② 災害時の避難場所等の住民の安全上の役割」が，南関東では 22% にものぼっていることで，首都圏ではオープンスペースとして農地を評価する市町村が多いことがわかる。(西澤 栄一郎)

農業構造の展望に関するアンケート調査

平成3年7月

農林水産省農業総合研究所 東京都北区西ヶ原2-2-1

TEL : 03-3910-3946 (担当 : 小野, 友國)

都道府県 _____ 市町村 _____ 市町村 _____ 01 02

市町村 _____ 市町村 _____ 01 02

コード _____ 記入しない

記入担当者の部署 _____

市町村の世帯数 _____ 03 世帯

販売農家戸数 _____ 04 戸

(平2国勢調査) (90年センサス)

※以下の各設問は特に断わりのない限り、最も近い選択肢の番号を回答欄に1つ記入して下さい。

I 市町村の農業・農家の今後の動向

1 10年後のあなたの市町村では、農業を主体とする若手農業者（40歳以下）はどれほどいると予想されますか。

(1) 10年後の農業主体の若手農業者は何人くらいですか。

- ① いない ② 1～4人 ③ 5～9人 ④ 10～29人 ⑤ 30～49人 ⑥ 50人以上

05

(2) その人達の経営は主としてどの部門ですか。主な部門を3つ以内、番号で記入して下さい。

- ① 稲作 ② 麦, 大豆 ③ その他普通畑作 ④ 施設型野菜作 ⑤ 施設型花き ⑥ 果樹 ⑦ 酪農 ⑧ 畜産 ⑨ その他の部門（具体的に _____ ）

06

2 今後10年間、あなたの市町村では次のようなタイプの農業経営が生ずる見込みはありますか。見込まれる農業経営のタイプの番号に○を付けて下さい。

脱サラ等の農外からの新規参入者	1
農業生産法人による経営	2
定年Uターンの人たちによる農業経営	3
若い人のUターンによる農業経営	4
その他（具体的に _____ ）	5

07

(1) 現在は

- 08

(2) 10年後には

- 09

① 大規模農家や生産組織が中心的に農業を担っている

- | | | |
|------|--|----|
| 平場地域 | | 10 |
| 山間地域 | | 11 |

① 5~10ha

- ② 10~20ha

- ③ 20~30ha

- ④ 30~50ha

- ⑤ 50ha 以上

- ⑥ 大規模経営はない（見込みはない）

	現 在	10年後
個別經營	12	13
法人，完全協業	14	15

(1) あなたの市町村では、そうした引き受け手の設立、実施を検討していますか。

- ① すでにある

- ② 設立、実施を検討している

- ③ 農家、生産組織等の引き受け手があるので、検討する必要がない

- ④ 引き受け手が不足するが、検討していない

16

(2) 「①すでにある」, 「②設立, 実施を検討している」場合, その実質的な主体はどこですか。

- ① 市町村等による農業公社

- ## ② 農協の直営

- ③ 農協が中心となって設立した農業生産法人

- ④ その他（具体的に ）

17

- 7 あなたの市町村での施設園芸や畜産等における担い手（生産組織を含む）は現在と10年後にそれぞれどうなっていますか。当てはまるものを、部門毎に1つずつ選んで、回答欄に記入して下さい。なお、管内の農家には、ない部門には「④当該部門はない」を選択して下さい。

現 在 10年後

- ① 担い手が十分確保されている
② 担い手はいるが、不十分
③ 担い手はほとんどいない
④ 当該部門はない

施設型野菜作	18	19
施設型花き	20	21
畜産	22	23
果樹	24	25
その他（ ）	26	27

- 8 「日本の農業は、昭和1ケタ生まれ（現在56～65歳）の人たちによって支えられるところが大い」とも言われます。その世代の人たちも今後10年ほどの間に、リタイアの時期を迎える一方で、その後継者の世代の人には農業に従事していない人も少なくありません。

あなたの市町村では、世代交代がどのように進み、今後10年後にはどのような状況になっていると見込まれますか。

- ① 後継者が農業を引き継ぎ、農業を維持している。
② 農業を継がない後継者が多く、農作業を他にまかせたり、農地を貸付・売却している。
③ 依然として高齢者が農業を維持している。

28

II 今後、必要とされる対策について

- 9 担い手の育成・確保のための対策として、あなたの市町村ではどのような対策が必要ですか。

- ① 担い手を特定の農家・農業生産法人等に限定して、利用権設定等の施策を集中する。
② 集落営農方式等の集落ぐるみの取り組みで地域の農業の維持を図っていく。
③ 個々の農家の取り組みに任せ、特別の対策は必要がない。
④ その他（具体的に ）

29

- 10 稲作、畑作等の土地利用型農業において、あなたの市町村の10年後の農業経営の方向は大きく分けて次のどれですか。

- ① 大規模化によるコスト引き下げ
② 単収向上等の集約化
③ 差別化、高品質化
④ 化学肥料や農薬をあまり使わないような環境にやさしい農業
⑤ その他（具体的に ）

30

11 「農地の維持・管理，有効利用のために，地域内で農地流動化の調整が必要である」と言われています。あなたの市町村での取り組みとしては，農地流動化の調整はどの程度の範囲が適当と思われますか。

- | | | |
|----------------------|--------------|----|
| ① 集落の範囲 | ② 近接する数集落の範囲 | 31 |
| ③ 集落をこえた農協支所ないし旧村の範囲 | ④ 市町村の範囲 | |
| ⑤ 市町村をこえた範囲 | | |

12 農地の受け手が集落内で確保できない地域が多くなり，集落をこえた範囲での出し手と受け手との農地流動化の調整が行われています。

あなたの市町村では，集落をこえた農地流動化の必要が生じた場合，どこ（誰）が調整に当たっていますか。主なところを3つ以内で番号を記入して下さい。

- | | | |
|-----------------|-------------------------------|----|
| ① 集落，実行組合等の連合組織 | ② 市町村 | 32 |
| ③ 農業委員会事務局 | ④ 農業委員，流動化推進員 | |
| ⑤ 農協 | ⑥ 普及員，普及所 | |
| ⑦ 土地改良区 | ⑧ その他（ ） | |
| ⑨ 農家が個人的に行っている | ⑩ そうしたケースはない | |

13 「農地は単に農業生産のためだけではなく，自然環境の保全や住民の生活環境にとっても重要である」という，農地の生産面・経済面以外の多面的役割が最近注目されています。

(1) あなたの市町村では農地の生産面・経済面以外の多面的役割について，どのように考えますか。次のなかから重要と思われるものを3つ以内で選んで下さい。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ① 高齢者の就業場所の確保や地域社会の維持の役割 | 33 |
| ② 災害時の避難場所等の住民の安全上の役割 | |
| ③ 緑地や良好な景観を提供するという役割 | |
| ④ 憩い，やすらぎを提供する場所としての役割 | |
| ⑤ 土砂崩れや洪水の防止など，自然環境を保全する役割 | |
| ⑥ 多様な生物種の生息地の提供など，生態系を保全する役割 | |
| ⑦ 農作業を通して自然への理解を深めるといった教育的役割 | |
| ⑧ その他（具体的に ） | |
| ⑨ 農業以外の役割は重要ではない | |

- (2) (1)で①～⑧を選択した市町村にお聞きます。それらの役割を発揮させるために行っている県単独、ないし市町村単独の施策・事業があれば、その内容を記入して下さい。

--

- 14 若手農業者の育成・確保のために、あなたの市町村で独自に行っている対策があれば、その内容を記入して下さい。

--

- 15 高齢農家に対して、あなたの市町村で独自に行っている対策があれば、その内容を記入して下さい。

--

ご協力ありがとうございました。